

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法にかかる

トラブルの解決援助について

雇用均等室では、労働者と事業主との間で男女均等取扱い等、パートタイム労働者の雇用管理及び育児・介護休業等について民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

相談から解決までの流れ

職場でトラブルになったら

- ・ 性別を理由とする差別
- ・ 間接差別
- ・ 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い
- ・ セクシュアルハラスメント
- ・ 母性健康管理
- ・ 育児・介護休業
- ・ パートタイム労働

相談・
情報提供

紛争解決援助

◆ 簡易な手続きで行政機関に迅速に解決してもらいたい
→ 労働局長による援助（助言・指導・勧告）

◆ 公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい
→ 調停会議による調停

★ 援助の対象者は、紛争の当事者である
男女労働者及び事業主の方です

解決

事業主に対する行政指導等

このようなトラブルは起こって
いませんか？

- ★ 男性と同じ仕事をしているのに女性は昇進が遅い
 - ★ 妊娠を上司に報告したら、退職を勧められた
 - ★ 上司からのセクハラを会社に申し出たのに何もしてくれない
 - ★ 正社員と就業の実態が同じなのに、パートであることを理由に賃金等で差別的取扱いをうけている
 - ★ 正社員への転換制度はあるが特定のパートにしか声をかけてもらえない
 - ★ 育児休業から復帰しようとしたら、不況で仕事がないという理由で自分だけ解雇といわれた
 - ★ 育児のための短時間勤務制度の利用を申し出たら、正社員からパートへの身分変更を強要された
- など